

ケアマネジャーと弁護士との連携モデル ～ケアマネゼミ・チーム篠木の取組みについて～

ケアマネゼミ・チーム篠木代表

弁護士 篠木 潔

一 ケアマネジャーに対する思い

ケアマネゼミ「チーム篠木」の主催者・弁護士篠木潔です。

私はケアマネジャーが好きです。なぜそのようになってしまったのか？

それは、私は法律事務所に医療ソーシャルワーカーを雇用して共同で成年後見業務にあたっています。あるとき、私は認認介護のご夫婦の後見人・補助人に選任され、地域包括支援センターでも手を焼く困難事案を担当することになりました。すると次から次と様々な事件が起こり、大変振り回されました。そんな中、事案の中心となって指示、助言をしてくださるケアマネさんと出会ったのです。そして、ケアマネさんの動き次第でその事案がうまく行くか否かが決まることを知りました。また、ケアマネさんの仕事がどれほど大変なものであるかを知り、私は少しでも力になりたいと思いました。

また、1年半にわたって福岡県粕屋郡のケアマネさんの「スーパービジョン研修会」に受講生として参加させてもらいました。この研修会では、弁護士とは異なる支援方法や事案の見たてなど、毎回「目から鱗」の連続でした。このことは法律家としての私の視野とノウハウを広げ、利用者・家族の抱える法律問題を迅速に解決できる力となりました。ケアマネジャーと弁護士の支え合い・学び合いの大切さ。私はこれをより多くの弁護士に知ってもらいたいと思いました。そして、より多くの高齢者やご家族の支援につなげたいと思ったのです。

二 ケアマネシンポジウムの開催

そこで、私は満を持して、弁護士とケアマネジャーのとお見合い大作戦を実行することにしたのです。

それが、平成25年8月10日に九州弁護士会連合会（高齢者障害者の支援に関する連絡協議会）が、公益社団法人福岡県介護支援専門員協会及び福岡県弁護士会との共催で開催したケアマネシンポジウム「弁護士とケアマネジャーの連携体制の構築に向けて」で、早一年が過ぎました。私はこのシンポジウムの発案・企画・実行責任者でした。

その節は大変お世話になりました。お蔭さまで、全国初のケアマネジャーと弁護士の連携シンポジウムで、ケアマネジャーや弁護士ら364名が参加する中、あらゆる連携テーマについて白熱した議論を展開し、盛況のうちに幕を閉じることができました。

その後、皆さまの地域での弁護士との連携は進んでいますか？

三 ケアマネゼミ・チーム篠木について

そのシンポジウムの後、私は、ある事件がきっかけとなり、現チーム篠木の事務局を担当してくれている「総合ケアセンターももち」のケアマネさんと出会いました。そして、その方たちが私の各種講義の追っかけの皆さんであることが分かり、忘年会の席で、だったら皆で勉強会をしようかということになりました。少し軽いノリです。そこで私は、ケアマネと弁護士との連携のモデル作りとして、平成26年1月に個人的に本格的な「ケアマネゼミ・チーム篠木」を立ち上げることになったのです。

このゼミは、ケアマネ専門の勉強会（2時間）です。参加費用はもちろん、参加者の法律相談も無料で提供し、ケアマネ業務と利用者の法律問題を支援しています。会場は、福岡市早良区百道浜の福岡山王病院「福岡山王ホール」を善意で無償で提供していただき、現在、約25名のメンバーで毎回活発な議論をやっています。既に8回の勉強会を実施しました。

この連携モデルは、弁護士にとって最も負担の重い連携チームです。しかし、まずは最も負担の大きいモデルを試すことで、連携の課題や利点を見出せると考え実行しました。

メンバーは事務局のケアマネさんが募ってくれました。

四 チーム篠木の取り組み内容

まず、参加予定者全員で懇親会を開き、私が「チーム篠木」で何を目指すのかや、予定内容を説明し、皆さんのモチベーションを思いっきり上げました（笑）。

第1回目は「ケアマネの法的責任と損害賠償リスク」を学び、今後、ケアマネに想定されるあらゆる法的リスクやクレームを洗い出し、その対策を継続的に研究することにしました。そしてその一環として福岡市城南区ケアマネ会のリスクマネジメント研修会にも参加しました。このテーマでは、リスクの完全な洗い出し、過失責任の構造、コンプライアンス、クレーム対応のスキルが重要です。これによって、ケアマネのリスクは制御可能となります。

第2回は、「認知症徘徊者の家族に対する」JR東海の損害賠償訴訟の名古屋高裁判決を受けて、この判例を徹底的に分析しました。そして、ケアマネとして認知症徘徊者の家族に対してどのようにアドバイスすべきかを学びました。国が進める地域包括ケアシステムにおいては、ご本人・家族にとって痛ましい事故・事件がもっと増えるでしょう。すると、認知症高齢者は外に出ると危ないという過剰な意識が生まれる心配があります。このような意識の変化にいかに対応するか、認知症高齢者を居宅への軟禁状態にしないための闘いが、既に始まっているのです。

第3回は、分かっているようで分かっていない「基本的人権」について、高齢者の人権を例に学習しました。日本国憲法は幸福権ではなく「幸福追求権」のみを保障しているのですが、その理由をご存知ですか？ 最高裁判所が最も重要視する人権は何だと思いませんか。今、高齢者にホットな人権って何だと思われませんか？ 私は、高齢者の性（恋愛）の問題も、福祉関係者だけでなく国民全体が真剣に考える時期が来ていると思います。また、皆さんには、福祉の世界で尊重されている自己決定権が、実は基本的人権全てを否定しか

ねない怖い人権であるという認識を持っていただきたいですね。

第4回は、現在、国立病院機構東京医療センターが中心になって広めている注目の認知症ケアメソッド「ユマニチュード」のDVD鑑賞会をやりました。これは私が今年2月に創始者イブ・ジネスト先生のシンポジウムに参加して感動した経験から実施したものです。このメソッドは、人間という存在の哲学に裏打ちされた実践的で体系的なスキルです。今後必ず多くの人の役に立つものだと思います。ここでは、医療・福祉関係者の認知症の方々のコミュニケーションの在り方そのものが問われているのです。

第5回は、福祉業務の中で「モチベーション」をいかに保つかについて語り合いました。モチベーションにも、実は、組織的モチベーション、リーダーシップモチベーション、コーチングモチベーションなどもあるのですが、今回は、内発的（個人的）モチベーションをやりました。そこでは、「モチベーションを上げ、それを維持する工夫」と「スランプに陥った際の回復方法」が重要です。モチベーションは、燃え尽き症候群などのメンタルヘルスの観点からも重要であるだけでなく、「人材育成」とも関わる重要なテーマですので、一度は本格的に学びたい項目です。ちなみに私は、仕事が嫌になったら、我が子（小4の息子と中3の娘）と遊んだり、金子みすゞの詩を読んだりしています。皆様はどうされていますか。

第6回は、「ホームロイヤー」をやりました。あまり聞き慣れない言葉でしょうか？ これは、家庭の法律家（個人の顧問弁護士）のことで、かかりつけのお医者さんと同じように、弁護士が身近に居て高齢者の皆様に寄り添うサービスです。これまでの弁護士とは異なり、法律問題だけでなく福祉や医療に習熟し、問題が起きないように常に見守る新しいタイプの弁護士達です。私もその一人です。かかりつけの法律家であるホームローヤーができることを皆で学び、必要な利用者・家族にご紹介してください（笑）。

第7回は、神の手を持つと言われる柔道整復師の先生をお招きし、訪問マッサージについて学習しました。私は交通事故事案の専門家ですが、整形外科医では治しきれない怪我を整骨院の柔道整復師が治す事例に遭遇することがあり、これは凄いなと思いました。

あまり利用されない訪問マッサージですが、案外利用者の皆様に喜ばれるかも知れませんよ。いずれにせよケアマネとしては、介護保険サービスの一つとして体験しておくことと良いと思います。

第8回は、masaさんの本特別講演会の最終確認です（笑）。皆でこの規模の催しを緻密に準備し、それを確実に実行していくことは、きっと良い経験となるはずです。皆さんは、本来の業務の習熟だけでなく、その他「企画力・実行力」をも身につければ、鬼に金棒です。

その他、懇親会は2回に1度のペースで実施し、メンバーは皆仲良しになってきています。その団結力と実行力は、予想以上に凄いです。それはこの特別講演会の準備過程で実感しました。

五 今後の予定など

今後は、「各種事例検討」「裁判例の分析」をはじめ、「介護記録、戦略的事故報告書

の書き方」「成年後見制度の利用の仕方」「高齢者虐待事案に対するケアマネの対応方法～アセスメントで虐待は防止できる」「必ず成功するクレーム対応と事例研究」「リーダーシップとは何か」「人材育成の方法」「スティーブジョブズを超えるプレゼン・研修講師の技術を学ぶ」「介護保険の指定基準等を徹底的に復習する」「労務管理・労働法を学ぶ」「ケアマネと個人情報保護法」「看取りの法的問題とケアマネの対応」「過失責任と介護事故判例」「福祉事業者のコンプライアンス」「これからの地域包括ケアシステム」「コミュニティ・デザイン」「自分の気に入った本を30分で皆に伝える実践」などをやる予定です。また、私が得意でない分野については、ゲストティーチャーも招くつもりです。

そうそう、「金子みすゞの詩のどれが一番好きか」もやりたいなあ（笑）。

さらに皆で旅行もしたいですね。大分県の由布院なんかいいですね。由布院なのに4人部屋の素泊まり1人4,000円の宿があり、そこだと安上がりです。但し、布団は自分たちで敷かねばなりません（笑）。

六 篠木との共同後見人をやってみる？

また、私の野望？は、ケアマネが成年後見人になれる体制を構築することです。私の経験では、居宅ケアマネは後見業務を遂行する能力を十分に持っていると思います。それに認知症800万人時代になると、後見人そのものが不足するので、それをケアマネが補充することも時代の要請だと思います。市民後見人も同じ発想ですよ。もちろん直接の利用者様に対する後見業務は利益相反になるのでできませんが、利害関係のない方の後見人にはなれます。そこで、後見人にチャレンジしてみたいと思っているケアマネジャーを、後見業務に精通している弁護士が支えていくのです。チームメンバーの所属するケアマネ事業所のご理解も必要ですが、OJTの発想で、篠木から「弁護士とケアマネの共同後見」の事例を作ってみます。ちなみに、私の法律事務所では医療ソーシャルワーカーを雇用しており、彼女との共同後見は当たり前となっています。

七 皆で地域貢献のイベントを

さらに、大きなイベントも皆でやっていきます。

その第一弾が、本特別講演会です。北海道の特別養護老人ホーム「緑風園」の施設長で福祉のカリスマ講師「masaさん」（菊地雅洋先生）を「チーム篠木」にお招きできたことに感謝しております。またケアマネジャーが400名も集まっていたいただき、感無量です。

なお、会場は福岡山王病院の福岡国際医療福祉学院2階「ももち国際ホール」の予定でしたが、チラシ広報後、わずか18日目で定員300名に達してしまかったので、会場を2階の体育館（ももちアスリーナ）に変更し、400名を受け入れることにしました。体育館だと土足用のシートや机や椅子など設営と撤去が大変なのですが、少しでも多くの参加者にmasaさんの講演会を聴いてもらいたいというチームの皆の強い思いが、その大変さを楽しみに変えてくれました。とても心強く優しい仲間達です。

講演会の前半は、地域包括ケアシステムの展望や超高齢社会に生きるケアマネジャーの役割について菊地先生よりお話をいただきます。そして後半では、「高齢者の性」「看取りと尊厳死」「脱家族論」をテーマに、私と先生との公開討論？を行います。

それから、この講演会の費用は全て施設事業所や企業の協賛金で賄うという、新たな取り組みにも挑戦しています。これからの時代は、予算の乏しい「公」をあてにせず、福祉に携わる民間の私達や地域の住民の方々が、皆で協力して何かを企画し実践することが大切になってきます。そのため、新しいことに挑戦して、そのノウハウを皆さんに提供したいと考えたのです。お陰様にて、50社以上の協賛企業様から多くの協賛金をいただくことができました。皆様のご厚情に深くお礼申し上げます。

なお、この協賛金をさらに皆様に還元すべく、無料公開講座「支援者のための遺言・相続、相続税の基礎知識」を開催することにいたしました（定員200名）。平成27年2月17日に、私達の本拠地である福岡山王ホールに公認会計士の先生をお招きして、私と二人で、3時間で完全マスターさせますので、お楽しみに。

今後のイベントの予定ですが、本日、少し触れた「高齢者の恋愛と性について語る」をやりたいです。医師にも参加していただき、あらゆる課題を整理し、団塊の世代に対応できる体制を整えたいものです。その他「訪問看護師との連携～医療的ニーズの高い利用者に対応するか」もやってみたいテーマです。そのために私は今年6月から半年間、福岡県看護協会の「訪問看護師養成講習会」（1日6時間×27日間）に受講生として参加しました。最終的には、一番扱いが難しい？「医師」との連携を目指したいです。

八 チーム篠木のコツ

最後に、チーム篠木が実践している勉強会開催のコツについてお話しいたします。

そのコツは、①メンバーリストを作って機動的な相談や連絡を実現する、②メンバーの悪口を絶対に言わない（笑）、③無料の会場を確保しておく、④皆で役割を分担する（特に事務局と懇親会係が大事です）、⑤単に情報を収集する会にするのではなく、皆が成長できる集まりにする、⑥皆で楽しくやるなどです。

九 最後に

いかがですか？ 皆様も、弁護士との勉強会をやってみませんか？ 様々な発見があると思いますよ。他方、私たち弁護士にもいろんなことを教えてください。そして、皆様の手で、弁護士を育ててください。

ケアマネジャーと弁護士を結婚させようとする仲人（私）としては、全国のケアマネジャーと弁護士との連携がもっともっと進むことを夢見ています。

皆様、今後ともよろしく願いいたします。

以上